

長期収載品の選定療養費のお知らせ

令和6年度診療報酬改定により、令和6年10月から患者さまが後発医薬品ではなく先発医薬品（長期収載品）を希望した場合は、選定療養の対象となり、先発医薬品（長期収載品）の薬価と後発医薬品の最高価格帯の価格差の4分の3までが保険給付になり、4分の1が患者さま自身の負担となります。

この制度は自己負担のない方（医療証お持ちの方）も原則対象になり、消費税の課税対象になります。

北アルプス医療センターあづみ病院

2024年9月